

フィリピン政府の森林管理戦略と地域住民の生存戦略

——北部シエラマドレ山脈における森林フロンティア村落の事例から——

せき よし き
関 良 基

はじめに

- I 先行研究
- II 調査地の概要
 - シエラマドレ山脈の森林フロンティア村落—
- III 商業伐採終了後の山地住民の生存戦略
- IV ポスト商業伐採期における住民林業

結語

はじめに

フィリピンは、豊富なフタバガキ(*dipterocarp*)天然林資源を背景として1950年代から世界的な木材輸出大国となった。しかし、天然林の資源ストックはほぼ使い果たされ、1986年以降は木材輸入国へと転じている。

フィリピンの森林資源はすべて国有とされてきた。ただし、木材が主要な外貨獲得源であった当時、政府は私企業に対して25年契約の「木材伐採権協定」(Timber License Agreement: TLA)を付与し、商業伐採活動を推奨してきた。TLAが付与された林野は「伐採コンセッション」と呼ばれる。フィリピンの木材輸出がピークに達した1970年代初頭、伐採コンセッションの総面積は1060万ヘクタール(国土面積の35%)に上る広大な領域を覆っていたが、木材資源の枯渇とともにその面積は減少し、96年現在では156万ヘクタールを残すのみとなっている[DENR 1996, 45]。短期の伐採契約に基づくコ

ンセッション林業は、「無責任に伐採して退去する」という、ひき逃げ戦略の採用に必然的に結びつくものであり、不適切な森林伐採を助長したと指摘されている(注1)。

フィリピンの林業経営では、「択伐更新法」が採用されていた。これは、キャンセルされた伐採コンセッションを政府管理下に戻した上で、資源の更新と回復をはかり、将来的に再び伐採を認可するというサイクルを繰り返すというものである。つまり建て前上は、コンセッション方式による林業経営によって、持続的な資源管理が達成されるはずだったのである。しかし現実には、コンセッションがキャンセルされた後、森林消失には拍車がかけられてきたことが明らかになっている(注2)。政府自身も近年の行政文書において、伐採跡地林野が実質的に、管理者不在の「オープン・アクセス資源」となってきたことを認めるに至った [DENR 1997, 18]。

ところで、これまで国家による林野管理体制の中で、公有林野内に居住する住民は「不法占拠者」(squatter)と規定され、排除圧力を受け続けてきた。しかし、近年になって公有林野を管轄する環境天然資源省 (Department of Environment and Natural Resources) は歴史的な制度改革に着手し、伐採跡地林野の管理主体として地域住民を積極的に評価するようになった。1995年の行政命令第263号 (Executive Order No. 263)

~~~~~研究ノート~~~~~

では、「コミュニティを基盤とする森林管理」(community-based forest management: CBFM)が「持続可能な林業と社会的公正を実現するための国家戦略」と位置づけられた。政府はこれまで、「持続可能な林業」と「社会的公正」を対立命題のように考え、住民の林野利用を排除しようとしてきたのであるが、現在では両者が補完関係にあると認識するようになり、林野管理への住民参加を認めるようになったのである。

現在、CBFMの成果には多くの期待が寄せられているが、それは始まったばかりであり、綿密なフィールド調査に基づく本格的な実証研究はいまだ見られない^(注3)。本事例研究は、北部ルソンの伐採コンセッションに隣接する村落でのフィールド調査によって、CBFMという政府が導入した森林管理戦略と地域住民の生存戦略との間の相互作用関係を分析する中で、CBFMの現状を把握し、今後の課題を検討したものである。

調査結果の一部を先取りしていようと、CBFMが導入されて以降も、土地と資源利用をめぐつて政府と住民の間には対立関係が存続していることが観察された。CBFMは、林野の所有権 자체を住民に付与するものではなく、林野の国家的所有を前提とした上で、政府の指導の下での林野管理計画への住民参加を承認するに留まっている^(注4)。さらに、政府の林野管理計画が、商業伐採跡地に残された村落の社会構造を十分に把握した上で作成されていないため、住民の林野利用との対立を生み出していた。

そこで本稿では、伐採コンセッションに隣接する村落の社会構造と商業伐採終了後の住民の生業と林野利用の変化を明らかにした上で、「持

続可能な林業」および「社会的公正」という政策課題を満たすために、政府は何をすべきで、何をすべきではないのか、林野管理のどこまでを住民の自発性に任せてよいのか、具体的に見ていくことにする。

調査地は、ルソン島北部のイサベラ(Isabela)州イラガン(Ilagan)町内にあり、シエラマドレ(Sierra Madre)山脈の西側山麓に形成された開拓村落である。調査村落の後背の林野では、1970～90年の20年間に渡って商業伐採が展開され、伐採コンセッション跡地の一部にCBFMが導入されている。本研究の元になった調査は1997年7～10月と98年の5月と9月に実施したものである。本稿の一次データは全てこの期間に収集した。

I 先行研究

本稿で焦点を当てるのは、主に低地からの入植者たちによって、伐採コンセッションに隣接して形成された「森林フロンティア村落」である^(注5)。

「熱帯林破壊」が環境問題として語られる際、森林フロンティア村落に居住する住民は「破壊」を促す主要なアクターであると絶えず位置づけられてきた。フィリピンの森林消失のプロセスとして広く語られている説明は、「商業伐採とともに建設された伐採道路を伝わって低地から零細農民が入植し、伐採によって劣化した二次林を開墾して森林消失が進む」というものである^(注6)。森林破壊の元凶と見られた山地住民は、政府にとって、林野から排除される対象として位置づけられた。1962年に成立した共和国法第3701号(Republic Act No. 3701)では、公有林野

内居住者は「不法占拠者」と規定され、強制力をもってしても排除される対象とされていたのである。

ところで、公有林内居住者といつても多様であるが、大別すれば、「元来からの高地民としての先住民」および「低地から山地への開拓入植民」に二分できる。Cruz, Zosa-Feranil and Goce (1988) の試算によれば、公有林野を占拠して暮らす人々は、1990年で870万人に上ると推定され(全人口の約13%)、うち先住民が630万人、低地からの入植者が240万人とされる。

これまで先住民社会に関する研究を蓄積してきたのは主に人類学者であるが、商業的開発や低地民の入植による圧迫を受けていない伝統的な山岳先住民社会の農業・資源利用システムは、生態的に見てきわめて安定的で持続性の高いものであることが確認されている(注7)。

「熱帯林破壊の元凶」と位置づけられてきたのは、開拓フロンティアを求めて低地から入植してきた「零細農民」である。しかしながら、低地からの入植民によって形成された森林フロンティア村落で行われたフィールド調査は、必ずしもこのような学説を承認しているわけではない。

フィリピンの森林フロンティア村落における生業システムについて、これまでに行われた最も詳細な調査は、農学者の Fujisaka らによる、ラグナ(Laguna)州バナハウ(Banahaw)山麓の伐採跡地で行われた一連のものであろう[Fujisaka 1986; Fujisaka and Capistrano 1986; Fujisaka and Wollenberg 1991]。同研究によれば、開拓たちの生業は、入植当初こそは焼畑耕作(kaingin)による一年生作物の栽培と不法な木材伐採に依存したものであり、静態的に観察すれば破壊的

と映るものであった。しかし開拓民たちは、木材伐採によって資本を蓄積しつつ、果樹の植栽を行い、徐々に果樹などの多年生作物栽培を主体としたアグロフォレストリーへと生業を移行させていった。低地からの入植者であっても、山地に定着し知識と技術を集積していく過程で、当該地域の生態環境に適応した持続可能な形態へと、土地利用を進化させていったというのである。

「生態環境への適応」という Fujisaka らの論点は、山地における入植民の行動を規定するひとつの要素であろう。住民の行動を決定する要因としては、この他にも、政府による森林政策、土地保有権の有無といった制度的な条件、農産物や林産物に対する市場条件などが指摘されてきている。

制度的な条件としては、住民による林野利用権や農地保有権が認められてこなかったことにより、不適切な林野利用が助長されたと指摘されることが多い。法学者の Lynch らは、開拓地住民に対して林野の保有権を保証していけば、自ずから持続的な林野利用も促されるだろうと主張してきた[Lynch 1986; Lynch and Talbott 1995]。人類学者の Eder は、調査地であるパラワン島の開拓地域について、持続的な農地利用が行われていない事例も多く見られるが、それは「貧困、市場条件、不安定な土地占有権」などの諸要因が複合的に作用しているためであるとし、最後の点は政府の責任であり、「もっとも批判されるべきもの」と指摘している[Eder 1996, 264]。

フィリピンの公有林野において、部分的にはあるが住民の農地保有権が承認されるようになったのは、1982年に統合社会林業政策(integrat-

ed social forestry program : ISFP) が開始されてからである。社会林業の事業地における実証調査によても、土地に対する権利の保証が、果樹やマメ科植物の植栽、山火事の制御など、住民による環境改善行動の誘因となってきたことが指摘されてきた [Aquino 1983 ; Aguilar 1986 ; Borlagdan 1987]。

また、Hayama, Takeda and Watanabe (1991)は、5つの社会林業事業地において住民による樹木植栽行動を比較・検討した上で、土地占有権の確立は住民による造林を促す要因であるが、それに加えて、「果実や林産物に対する市場」の存在が不可欠であると指摘している。

市場条件による自発的な造林行動の事例として、例えばGarrity and Mercado (1994) は、東ミサミス (Misamis Oriental) 州の山地において、木材価格の急激な上昇によって、住民が早生樹木のヤマネ (*Gmelina arborea*) を間作したアグロフォレストリーを活発に試みるようになったことを報告している。また、Kummer, Conception and Canizares (1994) は、セブ (Cebu) 市における薪炭材需要によって、その近郊の山地でマメ科樹木の植林地が広がってきていることを報告している。

以上の先行研究から、フロンティアへ入植した住民たちの行動パターンは、生態的条件、制度的条件、市場条件などが複合的に作用した結果として規定されていくのではないかと考えられる。本稿では、こうした諸条件に適応しようと、住民によって選択される行動パターンを「生存戦略」と呼ぶことにする(注8)。

冒頭でも述べたように、フィリピンの公有林野における新しい制度的状況として、1995年以降、地域住民による林野管理を認めようという

CBFM が始められた。CBFM は、住民の生存戦略に作用する新たな要素となるであろう。従来の社会林業政策では、世帯当たり数ヘクタール程度の限定した農地保有権しか承認されていなかったのであるが、CBFM は数千～数万ヘクタールの林野利用権を一括して住民組織に付与していくものであり、それまでにない包括的な住民参加型の森林管理政策であるといえる(注9)。

低地からの入植者による村落であっても、林野の保有権が適切な形で付与されれば、持続的な土地利用・資源管理は展開され得るという、前掲の諸研究によって指摘されてきた論点を、行政当局も受け入れるようになったのである。

II 調査地の概要

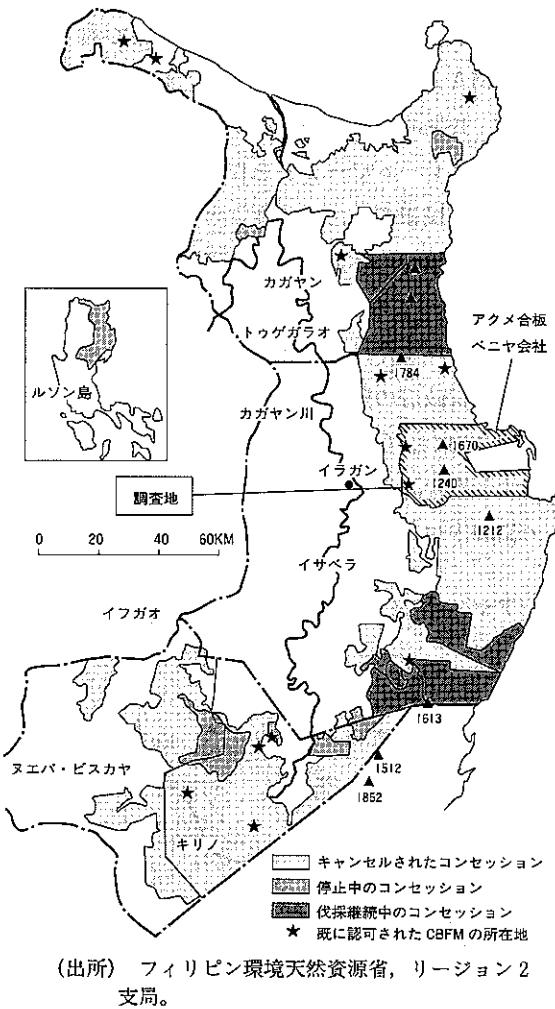
—シエラマドレ山脈の森林フロンティア村落—

1. 商業伐採活動の終了と CBFM の導入

調査地の位置するルソン島北部のカガヤン谷の東側に連なる北部シエラマドレ山脈一帯は、ルソン島で最もまとまった面積の森林が残存する地域である。1980年代後半までこの山脈は、豊富な天然林をベースにしたルソン島最後の採取林業地帯となっていた。しかし、1990年代に入ってから、行政の指導により伐採コンセッションは次々にキャンセルされてきている。

図1はカガヤン地方 (リージョン2) における伐採コンセッションの残存状況を見たものである。図のように、東海岸に沿ったシエラマドレ山脈一帯はかつてほぼ伐採コンセッションで覆い尽くされていたが、アキノ、ラモス両政権の時代にそれらの多くはキャンセルされた。マルコス政権が崩壊した直後の1987年の時点で、カガヤン地方全体で33社に対し計116万ヘクタール

図1 カガヤン地域（リージョン2）における伐採コンセッションの残存状況（1995年現在）



の伐採コンセッションが付与されていたが、95年の統計では、5社、31万ヘクタールを残すのみになっている。

筆者は、8万9275ヘクタールの伐採コンセッションを保有していたアクメ合板ベニヤ会社 (ACME Plywood and Veneer Company, Inc. : 以下、アクメ社) のコンセッション跡地に隣接する村落で調査を行った（同社の伐採コンセッションの領域と調査地については図1を参照）。アクメ

社は1970年にTLAを取得して伐採を開始した。同社を所有していたのは、マルコス大統領の「取り巻き資本家」として知られ、戒厳令体制下でフィリピン最大の林業資本家として台頭したアルフォンソ・リム (Alfonso Lim) であった [Vitug 1993]。アキノ政権時代の1990年、リムのコンセッションは「許容伐採量を超える不法伐採行為があった」という理由でキャンセルされた^(注10)。

キャンセルされた伐採コンセッション跡地のうち、森林の残存状況が良好な山岳高所は「北シエラマドレ自然公園」(Northern Sierra Madre Natural Park) として国家統合保護区 (National Integrated Protected Areas) に指定され、その下部にはバッファーゾーンとしてコミュニティ管理のCBFM事業地、および企業管理の造林事業地などが導入されている。つまり、「政府」、「コミュニティ」、「民間企業」という3つの管理主体によって伐採コンセッション跡地を分割して、伐採跡地林野がオープン・アクセス化することを回避し、それぞれ管理しようということである。

筆者は、アクメ社のコンセッションに隣接する村落の中で、イラガントンラバン村 (Barangay Batong Labang) およびランアヤン村 (Barangay Rang-Ayan) を調査地として選定した。両村は隣接し、伐採コンセッションの南西端に位置している。両村には、コンセッションがキャンセルされた2年後の1992年、CBFMの前身であるコミュニティ・フォレストリー・プログラム(CFP)が導入され、さらに97年にCFPがCBFMへと発展して現在に至っている^(注11)。

この地域のCBFMは、バトンラバンとランアヤンを含めた4村を横断する住民組織によって管理されている。CBFMを管理する住民組織

~~~~~研究ノート~~~~~

は、政府やNGOの指導の下、森林を管理するための専門性を備えた集団としてトレーニングを受けた上で組織化される。調査地のケースでは、USAIDの援助資金によって、1992年にNGOが住民の組織化活動を請け負った。その結果、4つの村落を横断する地域住民組織として、「ビバナラ多目的協同組合」(VIBANARA Multi-Purpose Cooperative, Inc. : 以下、「ビ協同組合」)が設立された^(注12)。図2-Aでは、ビ協同組合に付与された4845ヘクタールのCBFMの領域と、それを囲むようにして存在する周辺4村の位置関係を示しておいた^(注13)。

CBFMで付与される地券は「コミュニティを基盤とする森林管理協定」(community-based

forest management agreement : CBFMA)と呼ばれる。これは、協同組合に対して認可される25年間の林野保有権であり、延長可能である。CBFMAを取得する住民組織は、政府の指導の下で、長期的な森林施行計画である「包括的資源管理フレームワーク」を作成せねばならない。さらに住民組織は、各年度ごとに施行計画書を提出して政府の承認を得る必要がある [DENR 1997, 5-9]。このように、CBFMAが付与された林野の管理主体は住民組織ではあるが、その管理計画は政府の監督に従つたものである。

図2-Bは、CBFMの領域内の植生とそれに対応する施行計画の内容を見たものである。CBFMの領域内には現在でも2518ヘクタールの天然生

図2-A バトンラバン村およびランアヤン村とCBFMの領域

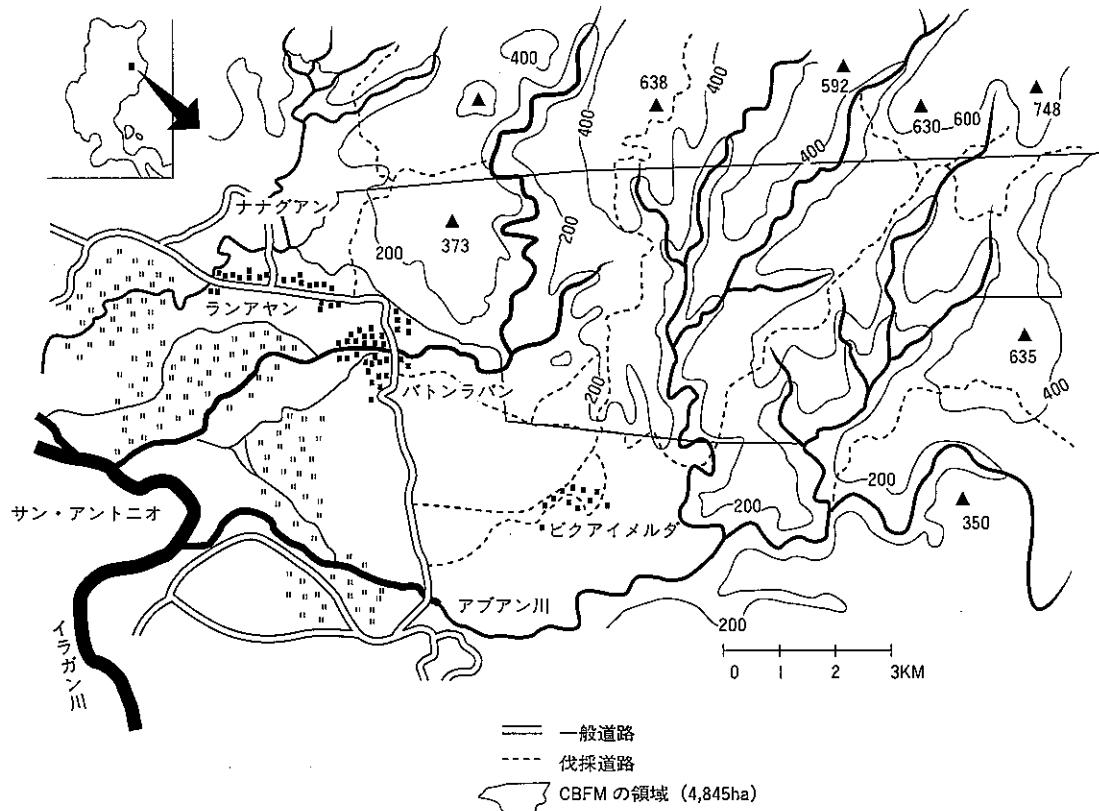
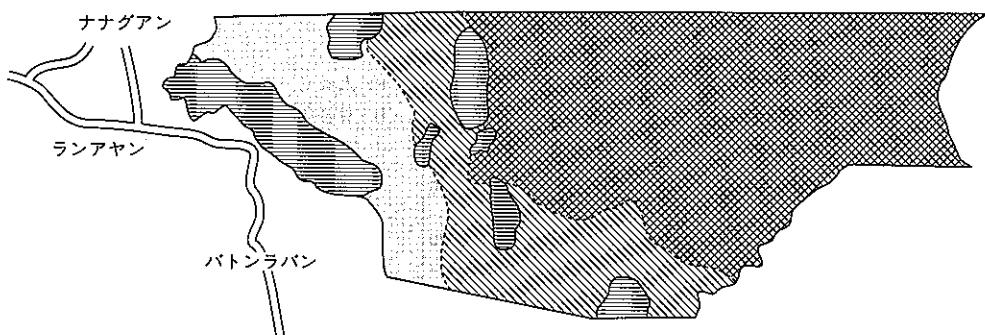


図 2-B CBFM 内の植生状況およびプロジェクト



植生	凡例	面積(ha)	面積比(%)	CBFMによるプロジェクト
農地	[Light Gray]	273	6	農地保有権の発行・アグロフォレストリーの推進
草地	[White with dots]	629	13	一斉造林
灌木地	[Diagonal lines]	1,425	29	造林(ティンバー・スタンド・インブループメント法)
二次林	[Cross-hatch]	2,518	52	組合による伐採事業・ラタンの植栽
計		4,845	100	

(出所) Bicol Upland Resource Development Foundation, Inc. による測量(1996年)。

二次林が残存し、これが全体の52%を占めている。その周辺は劣化した灌木林と草地で覆われており、さらにその中に耕作地が点在している。CBFMの領域内では、各植生に応じて、下記に記した3つの事業が展開される。

第1に、奥地の二次林では、CBFMの導入によって、ビ協同組合による計画的な木材伐採が認可されるようになった。村内には失業した伐採労働者の世帯が多く残留しており、伐採活動が認められているのは、彼らへの失業対策としての意味が大きい。

第2に、その周辺の灌木林と草地化した場所では造林事業が試みられる。造林事業は、環境天然資源省の監督下で、協同組合が契約して実施するという請負造林の形式を採用しており、造林木が順調に成林した場合、伐採後の収益は協同組合と政府に7対3の割合で配分される予定である^(注14)。筆者の調査地における請負造林

事業はADBの融資によって進められており、事業総額は1380万ペソ(1997~99年)で、合計997ヘクタールの造林が目指されていた。

第3に、村落周辺の開墾地は、住民の土地保有権を認めた上で、アグロフォレストリーが推奨される。ビ協同組合は、これまで「不法開墾」とされていた既懲の農地を一筆ごとに測量し、各世帯に地券を割り振っていく予定であり、1998年の時点で、この作業が進行中であった。

以上、CBFMにおける政府の森林管理戦略は次のように要約できるだろう。まず、既存の公有林野内耕作者たちに対しては農地保有権を認めて法的安定化を図る。さらに旧伐採労働者への失業対策として二次林からの伐採活動を暫定的に認める一方で、請負造林事業を推進して人工林を造成し、将来的には天然生林での採取林业から、人工林の育成林业へと転換を促そうというのである。

2. 森林フロンティア村落の形成過程

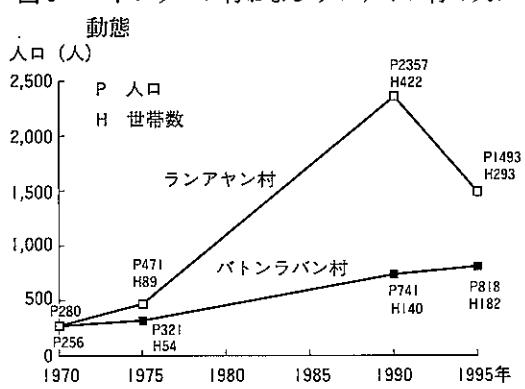
まず、北部シエラマドレ山脈の伐採跡地に形成されたフロンティア村落が、どのような背景を持った入植者たちによって構成されているのかを明らかにしておくことにしよう。

シエラマドレ山系に開かれた森林フロンティア村落について特記すべき特徴は、エスニシティの多様性であろう [Doedens, Persoon and Wedda 1995]。筆者の調査地でも、イロカノ (Ilocano), ピコラノ (Bicolano), タガログ (Tagalog), イフガオ (Ifugao), イバナック (Ibanag), セブアノ (Cebuano), パンパンゴ (Pampango) という 7 つの言語集団に属する人々が含まれている。ひとつの村落の中に 7 つの言語集団が含まれるという多様性は、異なる時期に異なる背景を持った人々がフィリピン全国から入植してきたという歴史的背景によって規定されている。

調査村落への入植者は、大きく「伐採労働者」と「土地入植者」という 2 つのタイプに分類できる。バトンラバン村は、1971 年にアクメ社の製材工場が建設されたことを契機に、多くの伐採労働者・製材工場労働者が移入して発展した村落である。一方のランヤン村は、伐採労働者も一部居住していたものの、耕地フロンティアを求めて各地から移入してきたという土地入植者が多数を占めている。

図 3 は、政府の人口センサスにより、1970 年から 95 年にかけての両村の人口動態を見たものである。バトンラバンの人口は商業伐採の期間中に激増した。1990 年の人口は、伐採開始時の 70 年に比べて 10 倍近くに達している。この間、バトンラバンに移住してきた人々のほとんどは伐採関連の雇用を求めてやってきたものである。

図 3 バトンラバン村およびランヤン村の人口動態

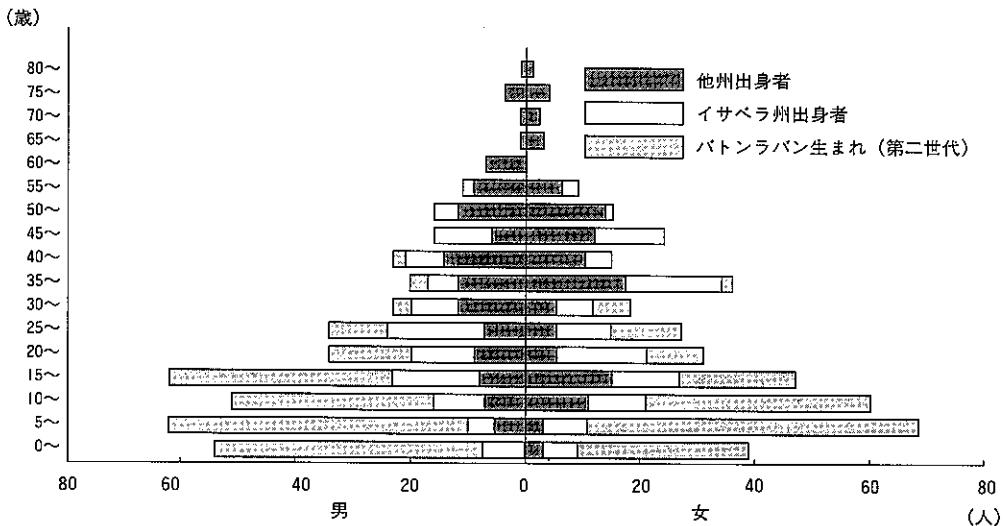


(出所) National Statistics Office, *Census of Population and Housing*, various issues.

伐採が終了した 1990 年から 95 年の間に、同村の人口は 2357 人から 1493 人へと 37% 減少しているが、これは伐採会社が撤退したことにより失業した人々の 4 割ほどが離村したためである。しかし引き続き村内に残留している伐採労働者も多い。一方で土地入植者が多数を占めているランヤンでは、伐採が終了したことによって人口増加率は鈍化しているものの、人口の減少は見られない。

筆者は、伐採労働者と土地入植者という 2 つの異質なグループの生業の現状をそれぞれ把握するため、伐採労働者が多かったバトンラバンから 40 世帯、土地入植者の多いランヤンからは 30 世帯の計 70 世帯をサンプリングして聞き取り調査を行った。サンプリングした 70 世帯の世帯主の中で、伐採労働者として移入してきた人は 38 人、土地入植者は 32 人であった(注 15)。聞き取りは、「移民第一世代世帯」に属する世帯のみを対象とした。ここで、移民第一世代世帯とは、「夫・妻ともに村落外からの移入者」として定義する。村落評議会が行っているセンサスによれば、バトンラバンの総世帯の 82%、ランヤン

図4 パトンラバン村の人口ピラミッド



(出所) パトンラバン村の村落評議会による調査(1997年)。

(注) 村内の7つの区域(pueok)中、2・3・6区域のみのデータが利用可能であった。この図は、以上の3区域、合計188世帯、727人のデータをもとに作成されている。

ンの総世帯の72%が移民第一世代に属している。図4はパトンラバンの人口構成を見たものであるが、20歳以上人口の83.2%は村落外からの移入者によって占められる。一方で、移民第二世代の人口は急速に膨らんでおり、20歳未満人口になると比率は逆転し、72.0%が村内の生誕者となっている。

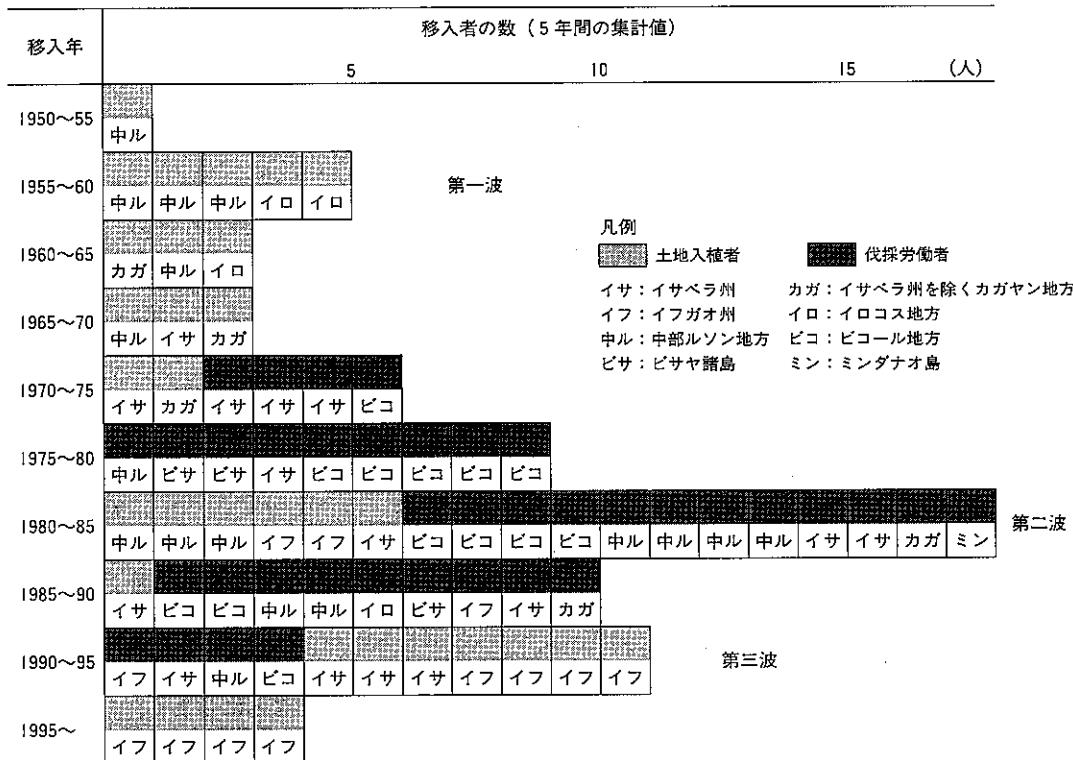
図5は聞き取りした70世帯の世帯主を、伐採労働者と土地入植者とに分類し、それぞれの移入時期と出身地域を見たものである。図5から、3度にわたる入植の波を確認することができる。まず、1950年代後半から土地入植者による最初の入植の波があり、これが第一波である。次いで1970年に商業伐採が開始されてから伐採労働者の移入による大きなピークがあり、これが第二波である。最後に1990年に伐採会社が撤退すると、土地入植者が再び増加する傾向が確認でき、これが第三波である。以下、3つの入植の

波を個別に見ていくことにしよう。

(1) 第一波：商業伐採開始以前の土地入植者
もっとも早くからこの地域に居住している世帯は1952年に入植している。その当時、現在のパトンラバン村およびランアヤン村の一帯は、ほぼ手つかずの天然生林で覆われていたという。1950年代中盤になって、多数の土地入植者が移入するようになったのは、この付近の天然林地帯が、入植を希望する農民に提供されることになったためである。調査地への入植を希望したのは主に、大土地所有構造が発達し、1950年代の大規模な農民叛乱の舞台でもあった中部ルソン地域の小作農民たちであった。図5において、1950～65年にかけての入植者は9人であるが、そのうち5人が中部ルソンの小作農家であった。

1954年から政府の土地局(Bureau of Land)によって地籍調査が実施され、入植者たちに地券

図5 入植者の移入年と生誕地 (N=70)



(出所) 筆者調査に基づき作成。以下、特に断りがない限り出所は同じ。

が割り振られていった。当時、1人当たり最大16ヘクタールの土地取得が可能であったため、初期入植者のグループは現在でも広い農地を所有する者が多く、村内で最富裕層を形成している。しかし、開墾可能地は1960年には飽和し、それ以降の入植者には、もはや土地所有権が付与されることはないかった。後から来た入植者たちが選択可能な戦略は、初期の入植者から土地を買い取るか、彼らの小作人となるか、あるいは公有林野内を「不法」に開墾するかのいずれかであった。

1960年代後半以降の土地入植者は、出身地も初期入植者と比べて大きく変化している。サンプル世帯の中で、1965年から75年までの10年間

の土地入植者は5世帯あるが、そのうち4世帯は地元のカガヤン谷低地の出身である。カガヤン谷はルソン島内でもっとも人口疎密な地域であったが、1960年代になって丘陵地への入植者が出現したという事実は、カガヤン谷低地の土地資源が飽和に向かっていたことを反映しているものと思われる。

(2) 第二波：商業伐採の開始と伐採労働者の移入

1970年、調査村の東方に広がる天然林野には木材伐採権が付与され、アクメ社による排他的な資源採取の場となった。バトンラバン村には、伐採労働者が全国各地から移入してくることになった。

伐採労働者の出身地はフィリピン全国から見られるが、特記すべきは、ルソン島南部のビコール出身者の割合が非常に高いことであろう。表1に見られるように、伐採労働者の39.4%がビコール地方の出身者である一方、土地入植者の中にビコール出身者はいない。ビコール地方、とりわけ北カマリネス州は1950~60年代にかけてルソン島における主要な採取林業地域であったが、70年代には資源枯渇から伐採が衰退し、81年には全面禁伐地域となった。そのため、熟練伐採労働者の多くが、他の林業地域を目指して各地に散っていった。このため1970年代にルソン島最後の採取林業地域となったカガヤン地方も、ビコールの余剰伐採労働者を引き付けることになったのだろうと思われる。

なおアクメ社が撤退した1990年以降も、伐採労働者の移入がしばらく続いているが、これは

不法伐採会社が認可を得ずに商業伐採を継続していたためである。しかし、政府による取り締まりが強化され、1993年までに全ての不法伐採会社が撤退した。これ以降、伐採労働者の新規移入はなくなった。

(3) 第三波：商業伐採終了後の土地入植者

1990年代、伐採跡地林野に向けて再び土地入植者が増加することになった。特に増えたのがコルディレラ山系のイフガオ州からの土地入植者である^(注16)。図5の中で、1990年以降の土地入植者は11世帯存在するが、うち8世帯はイフガオ州出身、3世帯はカガヤン谷低地出身である。

バトンラパンには1980年代からすでに何家族かのイフガオが移り住んでいたが、コンセッション跡地がオープン・アクセス状態になってから、その縁者が入植を始めた。さらに彼らを頼って別の縁者が入植してくるという連鎖的な集積効果が働き、イフガオ人口は急速に増加している。彼らは主に村の後背に広がるコンセッション跡地の二次林・灌木林地帯に入植して、バナ農園を造成している。1997年の調査時点で、CBFMの領域内に新規のイフガオ入植者は70世帯ほど存在していた。

(4) 伐採労働者と土地入植者の移民背景の差違

表2は、伐採労働者と土地入植者のそれぞれについて、移入してくる以前の就業状況を比較したものであるが、2つのグループの間には大きな差異が確認された。

伐採労働者の34.2%は、移入してくる以前に別の伐採コンセッションで雇用されていた経験をもつ。別の26.3%は、建築労働者、工場労働者、運転手など農外賃金労働者だった人々であ

表1 入植者の生誕地

	計 (%) (N=70)	伐採 労働者 (%) (N=38)	土 地 入植者 (%) (N=32)
カガヤン谷地方	30.1 (22.9)	26.4 (21.1)	34.4 (25.0)
（イサベラ州）			
（カガヤン州）	(2.9)	(5.3)	(0.0)
（ヌエバ・ビスカヤ州）	(4.3)	(0.0)	(9.4)
コルディレラ地方	17.1 (17.1)	5.3 (5.3)	31.3 (31.3)
（イフガオ州）			
イロコス地方	2.9	0.0	6.3
中部ルソン地方	22.8 (ヌエバ・エシハ州)	18.5 (5.3)	28.2 (6.3)
（その他）	(5.7)	(13.2)	(21.9)
ビコール地方	21.4 (北カマリネス州)	39.4 (28.9)	0.0 (0.0)
（その他）	(15.7) (5.7)	(10.5)	(0.0)
ビサヤ諸島	4.3	7.9	0.0
ミンダナオ島	1.4	2.6	0.0
計	100	100	100

表2 入植前の生業状況

入植前の生業	伐採労働者 (N=38)		土地入植者 (N=32)	
	(人)	(%)	(人)	(%)
伐採労働者	13	34.2	0	0.0
自作農 ¹⁾	6	15.8	10	31.3
小作農	2	5.3	12	37.5
公有林野内耕作者	2	5.3	3	9.4
農業賃労働者	2	5.3	2	6.3
農外賃労働者	10	26.3	3	9.4
就学 ²⁾	3	7.9	2	6.3
計	38	100.0	32	100.0

- (注) 1) 成人した独身者で親の所有する自作地を耕作する者は「自作農」として定義した。
2) 学業を終えてからただちに調査地に入植した者。

る。あわせて非農業賃労働部門に従事していた人々が全体の60.5%を占めている。

一方の土地入植者の場合、非農業賃労働部門への従事者は9.4%にすぎず、農業に従事していた人々を合計すると全体の84.4%になる(小作農が37.5%，自作農が31.2%，公有林内耕作者が9.4%，農業労働者が6.3%)。

土地入植者の31.2%は、移入前には自作農であった。自作農家が、フロンティア地域に移入していく理由に関しては、大別して2つの要因が確認された。ひとつは、両親が零細な経営地しか持たず、土地の細分化を避けるために子供の誰かがフロンティアに移ってくるというケース。もうひとつは、土地を抵当に借金をして、土地を手放さざるを得なくなつたというケースである。聞き取りをした土地入植者のうち、自作農家であったのは10人であるが、うち6人は前者、4人は後者のケースに属していた。

以上のことから、伐採にともなう移住の多くは、すでに農外賃労働部門に吸収されていた労働力が雇用機会を求めて山中に来たものである

のに対し、土地入植の多くは、他地域における人口の増大と農民層分解の進行の中で、農外賃労働部門に吸収され得なかつた労働力がフロンティアに排出されて生じた農地の外延的拡大現象であると考えられる。

III 商業伐採終了後の山地住民の生存戦略

1. 生業構造

表3は、1997年の調査時点における村落の生業構造を見たものである。村落内で確認された現金収入源の各項目について、それぞれ何パーセントの世帯が従事しているのかを示すとともに、各項目別の年間平均粗収入も併記しておいた。旧伐採労働者世帯と土地入植世帯の間には、生業状況に大きな差異があるので、分割して表示した。村落内には副業も含め、じつに多様な生業が存在するが、現段階で主なものは農業と天然材の採取林業(伐採業)である。住民は基本的にこの2つの一方、あるいは双方を主生業としつつ、炭焼き、農業賃労働、竹やチガヤの採取、大工、仲買人といった副業によって収入を補いながら生計を立てている。さらに近年の注目すべき現象として、農業でも採取林業でもない「第三の生業」として人工材の育成林業の台頭が見られる。

(1) 農業

まず農業について概観してみよう。土地入植世帯は当然のことながら100%が農業に従事している。他方、旧伐採労働者世帯の農業従事率は65.8%にとどまっている。もともと伐採労働者は伐採会社に雇用されている賃労働者であり、村内には農地を持たなかつたが、伐採会社が撤退した後、伐採跡地に農地を占取するなどして、

表3 商業伐採終了後の生業状況(1997年現在)

収入源		旧伐採労働者(N=38)		土地入植者(N=32)	
		従事世帯比率(%)	粗収入(ペソ)	従事世帯比率(%)	粗収入(ペソ)
農業 (夫/妻/子) ²⁾	トウコロコシ	21.1	11,740	65.6	40,680
	陸稻 ¹⁾	18.4	11,880	56.3	17,660
	灌漑稻作	5.3	48,000	0.0	—
	根菜類	7.9	1,400	21.9	3,500
	野菜	7.9	500	13.0	2,300
	タバコ	0.0	—	9.4	11,640
	多年生	バナナ	47.4	17,600	22,200
		果樹	0.0	—	3,000
		コーヒー	0.0	—	5,500
	農業小計		65.8	25,890	55,500
採取林業 (夫)	不法伐採	42.1	39,500	15.6	33,920
	組合伐採(合法)	21.1	44,100	9.4	44,100
	採取林業小計		52.6	49,760	37,740
育成林業 (夫/妻/子)	ヤマネ ³⁾	26.3	0	40.6	0
	竹	0.0	—	6.3	1,200
	CBFMの造林事業	7.9	21,200	9.4	24,000
その他の 天然資源採取 (夫/子)	薪炭採取・炭焼き	7.9	12,600	21.9	12,000
	チガヤ採取	2.6	10,000	3.1	10,000
	竹材採取	2.6	1,200	0.0	—
その他	畜産業(夫/妻)	7.9	n.a.	0.0	—
	農業賃労働(妻/夫)	28.9	2,000	43.8	1,250
	大工(夫)	5.3	15,000	3.1	3,000
	農産物仲買人(妻)	5.3	7,680	9.4	6,500
	雑貨屋(妻)	2.6	n.a.	6.3	n.a.
	仕送り	26.3	n.a.	15.6	n.a.
	年金	7.9	16,600	0.0	—
	その他	7.9	n.a.	3.1	n.a.

(注) 1) 陸稻は自給用に生産されているが、収穫量を貨幣換算して収入に加えた。

2) 夫、妻、子の各生業への従事状況をかっこ内に記した。

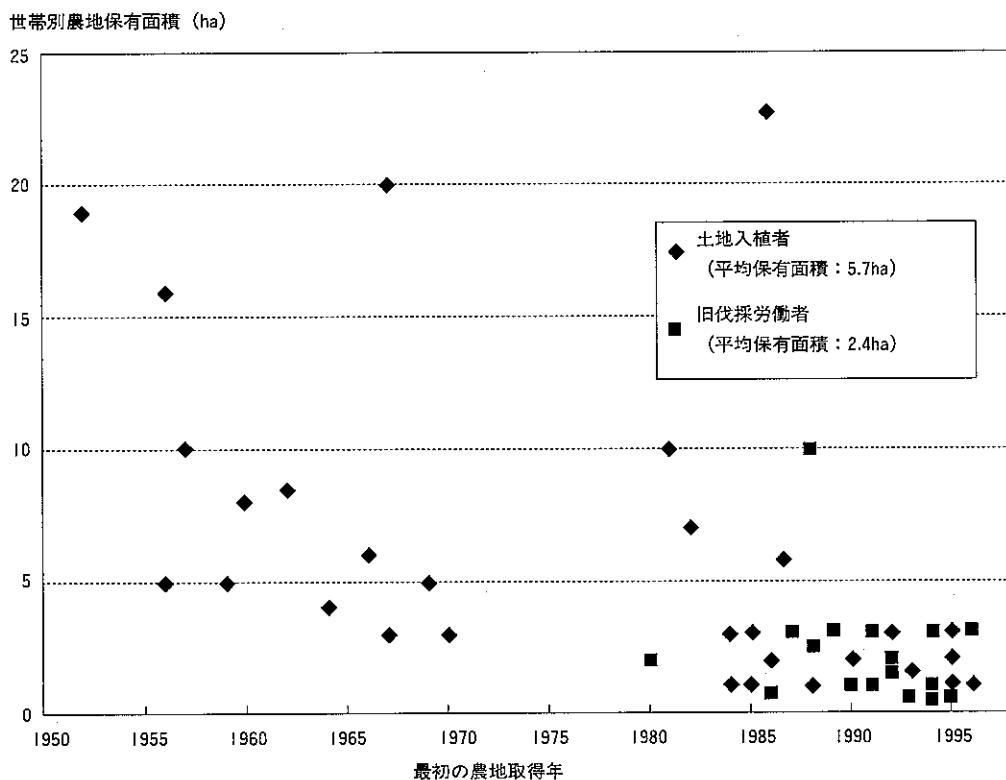
3) ヤマネは1996年以降に植栽が活発化したため伐採収入を得た人はいなかった。

農業を開始する者が増えている。しかし、農業部門における、旧伐採労働者と土地入植者の平均粗収入を比べてみると、前者は2万5890ペソであるのに対し、後者は5万5500ペソと大きな開きがある。

この要因は、旧伐採労働者世帯の平均農地保

有面積が、土地入植世帯のそれの半分以下しかないためである。図6は、農業に従事する世帯の農地保有面積を示したものである。横軸に「最初に農地を取得した年」をとり、縦軸には世帯別の農地保有面積をとった。これを見ると、商業伐採活動が衰退に向かった1980年代の後半か

図6 土地入植者と伐採労働者の農地保有状況



ら旧伐採労働者世帯の農地占取の過程が始まっていることが分かるであろう。しかし、1980年代以降に土地の占取を始めた世帯の保有面積は、例外もあるが、初期入植者に比べて少ないことがわかる（注17）。土地入植者の平均保有面積が5.7ヘクタールであったのに対し、旧伐採労働者のそれは2.4ヘクタールに留まっていた。

1970年以前の第一波土地入植世帯の農地保有規模と農地取得年との間には、負の相関関係が認められるが、これは早い者勝ちで農地が占取されていったためである。1970年代には新規の土地取得者が減っているが、これは伐採コンセッションが付与された結果、コンセッション内の林野における土地占取が不可能になったためである。

1980年代に伐採場所が奥地化すると、村落周辺の伐採跡地林野から再び土地取得が可能になった。伐採活動が衰退してから農地取得を始めた伐採労働者世帯は、村落から比較的離れた傾斜地を開墾している。

次に栽培されている作物を見てみると、トウモロコシ、陸稻、バナナの3つが主要なものである。村落周辺の地味のよい低傾斜の土地では一年生作物であるトウモロコシと陸稻が栽培されており、村から離れた伐採跡の高傾斜地では主にバナナが栽培されている。高傾斜地は、土壤流失が激しく一年生作物を連作すると地力がすぐに低下してしまうため、多年生作物であるバナナが選択されている。土地入植世帯に比べ、旧伐採労働者世帯はトウモロコシと陸稻の作付

比率が低く、バナナが高いのが表3から読み取れる。新規の土地開墾者は、伐採跡の高傾斜地しか手に入らないためである。このように住民は、地形的条件・土壤条件に適応した栽培作物を選択していることがわかるであろう。

(2) 採取林業

旧伐採労働者世帯は、結局のところ農業のみで生計を維持するのは難しく、引き続き52.6%の世帯が採取林業を主生業として選択している。伐採会社が撤退した後の採取林業は、機械力を使用せず畜力と人力のみで山から木材を搬出してくるという小規模な活動である。CBFM開始以前の住民による小規模伐採はすべて「非合法」とされていた。

CBFMの導入によって計画的な伐採が認可されると、1996年にビ協同組合経営の伐採事業が始まった。しかし、政府によって認可された年間許容伐採量(annual allowable cut)が非常に制限されたものであるため、盗伐者の全てを雇用することができない。この点については後の節で詳しく見るが、1997年の時点で、CBFMでの合法的伐採活動に従事する人々は21.1%である一方、その倍の42.1%が盗伐を行っていた。CBFMの合法伐採事業と盗伐業の双方に従事する者も11.6%存在した。このように村内には、合法的伐採と盗伐とが並行して存在している。

(3) 育成林業

「伐採跡地林野の開墾」と「残存する二次林からの盗伐」という2つの生業活動は、森林保全という観点からは好ましくないものである。しかし、近年になって注目すべき生業変化が生じている。それは、開墾された自作地内において樹木を植栽した育成林業が活発に展開されるようになってきたことである。育成林業が台頭

してきた要因について詳しくは後述するが、この現象はCBFMの一環として請負造林事業が始まつた1996年以降、急速に村落に広まっている。

政府が導入した請負造林の方は、先に見たようにADBなどからの融資を受けて草地や灌木地を人工造林地にしようというものである。調査地での請負造林事業は、環境天然資源省の監督下でビ協同組合が実施しており、1996年から始まつた。調査の時点で、旧伐採労働者世帯の7.9%，土地入植世帯の9.4%が造林事業に常勤雇用されていた(注18)。

一方、CBFMでの造林事業とは別に、自営地内に世帯単位で営まれる小規模な人工造林活動が活発化している。村人たちが造林樹種として選択しているのは、フタバガキ材の代替資源として期待されるマメ科のヤマネ(*Gmelina arborea*)である。1997年10月の時点で旧伐採労働者の26.3%，土地入植世帯の40.6%が100本以上のヤマネの樹木を自営地内に植栽していた。

聞き取り世帯の中で、1996年以前にヤマネの植栽を始めていた世帯はなかった。つまり、CBFMの一環として請負造林が導入されたのを契機に、わずか2年の間に、急激に世帯単位での造林ブームも始まつたことがわかる。ただしヤマネは植栽から収穫までに7年ほどの期間を必要とするため、収益を上げている世帯はまだ存在しなかつた。しかし、住民たちは、ヤマネを将来における大きな収入源として期待し、造林を開始していたのである。

2. 伐採労働者の生存戦略

商業伐採の終了によって困難な状況に陥つたのは伐採労働者世帯である。伐採労働者たちが選択した生存戦略は、主に以下の4つの形態に分類できる。①他地域での再就労を求めて離村

~~~~~研究ノート~~~~~

する。②残留して新規に農地を占取し専業農家へ転換する。③残留して採取林業を継続する。④残留して採取林業を継続しつつも農地を占取、伐採と農業を兼業で行う。

商業伐採の終了後、バトンラバンの人口は37%減少した(図3参照)。減少した人口は、①の離村という戦略を採用した人々である。離村した人々は主に製材所労働者だった。アクメ社も、バトンラバンの製材所は閉鎖したものの、マニラに近いブラカン州に別の合板・ベニヤ工場を設立して操業を続けた。このためバトンラバンの製材所労働者もブラカンに移動して再就職することができたのである。

一方、チェーンソー作業労働者や木材運搬労働者などの場合、国内には伐採コンセッションがほとんど残っていないために、その技能を活かして再就職することはきわめて困難となっている。聞き取りをした38人の旧伐採労働者の中で、離村して伐採労働を続けようという戦略を一度は試み、結局あきらめて帰村したというケースが8名確認できた。彼らの国内における移動先は、ルソン島のアウロラ(Aurora)州やミンダナオ島の北スリガオ(Surigao del Norte)州など、国内に残存していた伐採地帯であった。しかし、こうした地域のコンセッションも次々と

キャンセルされていったため、結局のところ彼らは帰村してきたのである。国外にまで就労先を求めた者もいた。上記8名中の2人はパプアニューギニア(PNG)にまで出かけて伐採を行っている。これは、アクメ社の系列会社がパプアニューギニアに伐採コンセッションを保有しているため、チェーンソー作業労働者やブルドーザー運転手などが技術指導員として招かれたためであった。バトンラバンからだけでも合計6人がPNGに渡ったという。もっとも彼らの場合、就労ビザの期限が2年間であったため、結局は村に帰ってきている。

このように国内の伐採場所はすでに枯渇しているため、製材所労働者を除けば、①の離村して他地域で再就業という戦略は採用しにくくなっている。現地に残留した伐採労働者が選択可能な生存戦略は、②農業へ生業を転換するか、③伐採を継続するか、④その双方を同時に使う混合戦略を採用するか、この3つにはば限定されてくる。聞き取りをした38人の旧伐採労働者が採用していた生存戦略をまとめたのが表4であり、②が39.5%(15人)、③が26.3%(10人)、④が26.3%(10人)となっている。

こうした生存戦略の差違はどのような背景によって規定されているのであろうか。表4では、

表4 残留した伐採労働者の生存戦略

生存戦略の種類	サンプル数 (人)	平均年齢 (歳)	就学中・未満の 子供の平均数	子供・妻からの 仕送りがある		過去に農業に従事 した経験がある		農地内にヤマネ を造林している	
			(人)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
②専業農家に転換	15	52.3	1.9	6	40.0	11	73.3	4	26.7
③伐採のみを継続	10	39.5	2.4	2	20.0	2	20.0	0	0.0
④伐採と農業を兼業で展開	10	41.6	2.9	3	30.0	6	60.0	6	60.0
その他*	3	51.7	1.7	1	33.3	1	33.3	0	0.0
合 計	38	46.1	2.3	12	31.6	20	52.6	10	26.3

(注) *「その他」に属する3人の内訳は、バスの運転手、タイヤの修繕業、無職(仕送りに依存)である。

②, ③, ④の各戦略の間に相関が認められた指標を示しておいた。まず②グループと③+④グループの平均年齢の間には10歳以上の開きがあることが確認された。このことから、農業に転身するのは比較的高齢者層が多く、伐採を継続するのは若年層が多いことがわかる。

この差違に関しては2つの要因が考えられる。ひとつは、強靭な体力が必要な伐採労働の苛酷さを反映しているということである。コンセッションの解体後の伐採活動は機械力に依存せず、人力と畜力で木材を搬出せざるを得ないので、屈強な若年層しか木材の搬出労働に従事できないのである。

もうひとつの要因は、若年層の方がより多くの現金収入を必要とする場合が多いことである。「就学中・未満の子供の平均数」の指標を比べてわかるように、若年層の方が幼い子供を多く抱え、より多くの養育費・教育費を必要とする。このため現金収入を得やすい伐採業への依存度が高くなるものと思われる。逆に、農業に転換した高齢者層は、養育費が必要な子供が少ない。さらに、すでに独立して都市部・海外などに働きに出た子供たちからの仕送りに頼ることも可能であり、これが伐採へ依存せずともある程度の収入を確保できることにつながっている。

次に、③と④の戦略行動を分けている要因を考えてみよう。大きな有意差が確認されたのが過去の農業経験の有無である。伐採のみを行う③グループの10人中8人は、若年の頃より農外賃労働や伐採労働のみを職業としており、農業経験を持つ者は2人だけであった。逆に伐採を統けつつ農業も行う④グループの場合、10人中6人は過去に農業に従事した経験を持っていた。また、専業農家へ転換した②グループを見ても

15人中11人が過去に農業経験を有していた。このことから、農業経験のない者ほど農業への生業転換には消極的であり、伐採に固執し続けている傾向を確認できる。

前項で確認したように、現在、採取林業でも農業でもない「第三の生業」として育成林業が台頭しているが、各グループ間の育成林業としてのヤマネ造林への反応状況を比較してみると、④グループの10人中6人がヤマネの造林活動をしている一方、②のグループは15人中4人しかそれを行っていない。③グループは村内に土地を保有していないため、もちろん造林活動は全く行っていない。④グループが造林ブームに敏感に反応している。

④グループは、農地を占取したとはいっても、収入は基本的に伐採に依存している。また世帯主の労働時間のほとんどは伐採活動に配分されているため、農業を行うのは主に妻や子供たちである。つまり、彼らは労働集約的な農業を行うための労働力を持たず、また伐採からの収入で生計を維持できるため、一年生作物に依存する必要も少ないと見える。そこで選ばれた「作物」が多く労働投入を必要としないヤマネなのであろう。樹木は、ひとたび植栽されてしまえば収穫まであまり手をかける必要がなく、過去に農業経験の少ない伐採労働者世帯でも十分に経営可能なのである。さらに、自分で植えたヤマネが収穫時期に達すれば、天然材盗伐から脱却できることになる。

逆に、②グループにおいて造林ブームへの反応が鈍いのは、彼らにとって主要な収入源が農業であるため、収穫までに最低7年を必要とするヤマネの栽培には踏み切りにくいのだろうと思われる。

~~~~~研究ノート~~~~~

④グループの生存戦略は、次のように要約できるだろう。彼らは、当面において天然生二次林での採取林業を継続して現金収入源を確保しつつ、農地を取得してヤマネの人工林造成に投資を行い、将来的には天然材の採取から人工材の育成・収穫へと生業を転換させようというのである。

IV ポスト商業伐採期における住民林業

フィリピン政府は、暫定的に天然生二次林での伐採活動を認可する一方で、灌木地・草地で請負造林事業を導入し、木材生産の主体を天然材から人工林へと切り換えるようとしている。調査地においても、CBFMによって制度的に導入された採取林業と育成林業が同時に展開されている。一方、先に見たように政府の認可なしで住民が展開している採取林業（盜伐業）と、自作地の中で自発的に行われている造林・育林活動がある。つまり、表5に示すように、①制度的採取林業、②自発的採取林業（盜伐）、③制度的育成林業（請負造林）、④自発的育成林業、という2つの採取林業と2つの育成林業の合計4つの形態の林業が村内に存在し、それらが同時に進行しているのである。以下、この4つの林業

形態の現状と今後の趨勢を展望していくことにする。

1. 2つの形態の採取林業

(1) 協同組合による採取林業

政府は、1996年以来、CBFMの領域内における伐採事業を認可するようになった。CBFMによる採取林業は、毎年一定面積の伐採区域を定め、協同組合員が環境天然資源省の監督を受けながら胸高直径60センチ以上の樹木のみを伐採するという、森林の過剰収穫を避けるように計画的に管理された事業である。

調査地において、ビ協同組合による伐採事業が開始されたことは、確かに旧伐採労働者層に一定量の雇用機会を提供することになった。しかし、表6に見られるように、CBFMの伐採事業に雇用されているのは60人程度であるのに対し、アクメ社は600人近くを雇用していたから、雇用量は商業伐採時代に比べ10分の1程度である。またアクメ社に与えられた許容伐採量が1989年で3万1231立方メートルであったのに対し、97年にビ協同組合に与えられたのはわずか840立方メートルと37分の1にすぎない（注19）。このように、ビ協同組合の伐採事業はきわめて限定されたものに留まっているため、それに吸収しきれない労働力は盜伐を継続せざるを得ないので

表5 商業伐採終了後の4つの林業形態

	採取林業		育成林業	
	制度的採取林業（組合伐採）	自発的採取林業（盜伐）	制度的育成林業（請負造林）	自発的育成林業
組織	ビバナラ協同組合	インフォーマル	ビバナラ協同組合	世帯単位
従事者	主に旧伐採労働者	主に旧伐採労働者	組合員	村民各世帯
財源	協同組合の独自予算	なし	ADBからの借款	家計
活動場所	CBFM内の二次林	CBFM内および奥山の保護区域	CBFM内の草地など	自作農地内
樹種	主にフタバガキ	ナラ、フタバガキ	ヤマネ、マホガニー、ラタン	ヤマネ
傾向	進行中	減衰中	進行中	拡大中
備考	合法	非合法		

表6 商業伐採時のアクメ社の雇用量とCBFMの伐採事業での雇用の比較

アクメ社の雇用 ¹⁾ 年間許容伐採量=31,231m ³ (1989年)		CBFMによる伐採における組合の雇用 ²⁾ 年間許容伐採量=840m ³ (1997年)	
労 働 内 容	人 数	労 働 内 容	人 数
チェーンソー……35台土α		チェーンソー……5台	
チェーンソー操作者	35	チェーンソー操作者	5
チェーンソー補助	35	チェーンソー補助	8
木材運搬トラック……100台土α		木材運搬トラック……5台	
トラック運転手	100	トラック運転手	5
丸太積み上げ労働者	200	丸太積み上げ労働者	10
ブルドーザー……10台		ブルドーザー……1台	
ブルドーザー運転手	10	ブルドーザー運転手	1
ブルドーザー補助	30	ブルドーザー補助	2
管 理		管 理	
伐採現場監督	2	伐採現場監督	1
林分調査	7	林分調査	2
木材スケーラー	6	木材スケーラー	2
		環境保全担当	1
製材所		製材所	
製材所労働者	140	製材所労働者	20
計	565	計	57

(注) 1) 伐採コンセッション時の雇用数は、残留した労働者への聞き取りから推定した。
 アクメ社は山脈の反対側でも事業を行っていたが、そちらの雇用量は不明である。
 2) CBFMでの伐採は許容伐採量を超えると停止するので當時雇用されているわけではない。

ある。

(2) 天然資源の減少と盗伐業の衰退

住民による小規模な盗伐活動は、資源の減少と政府による規制強化という2つの要因によつて、年を追つて困難になりつつある。以下その経過を確認しておく。

バトンラバンで取引されている盗伐材は、表7のように4等級に分類されている。これらの木材の中で、1990年代に盗伐者たちの主要な採取対象になったのは最高級のナラ材であった。ナラ材は、イサベラ州内の家具製造業者の間に莫大な需要がある。アクメ社は、合板・ベニヤ

用材としてフタバガキ材を採取していたため、伐採跡地には比較的豊富なナラ資源が残されていた。盗伐者がナラ材を採取するようになったことから、家具の原料供給は増加し、地元の家具産業は、伐採会社が撤退した後に活性化したのである(注20)。

1990年の段階で、ナラ材は1日以内に搬出可能な範囲に残されていたといふ。しかし、天然林内の蓄積量が高くなかったナラ材は急速に減少し、採取場所は奥地化していった。ナラ材の盗伐者は、河川沿いに人力で搬出してきているが、1997年、山から村までナラ材を降ろしてくるの

表7 1997年における等級別の木材価格

(単位:ペソ/ボードフート)*

等級	フィリピン名	学名	村内での仲買人の買付価格	イラガン町での市場価格
(1)高級家具材	ナラ	<i>Pterocarpus indicus</i>	30	38
(2)高級建築材	ギホ	<i>Shorea guiso</i>	15	20
(3)一般建築材 (フタバガキ)	赤ラワン タンヒリ マヤピス ヤマネ	<i>Shorea negrosensis</i> <i>Shorea polysperma</i> <i>Shorea palosapis</i> <i>Gmelina arborea</i>	12 12 12 12	17 17 17 17
(4)低級建築材	ビヌアン マライクモ	<i>Octomeles sumatrana</i> <i>Celtis philippinensis</i>	10 10	15 15

(注) *アメリカの植民地であったフィリピンでは、木材取引の単位としてボードフートを使う。1ボードフート=0.00236m³。1997年末のレートで1ペソ=0.026ドル。故に、1ペソ/ボードフート=11.0ドル/m³。

に10日間以上の日数を要するようになっていた。こうしたことから、多くの盗伐業者たちはナラ材採取から撤退し、資源量が比較的豊富に残されているフタバガキ材の採取に転換している。また地元の家具製造業者は、盗伐者から供給されるナラ材の減少から、品質の劣るフタバガキ材や、人工材であるヤマネを家具原料として代替するようになったのである。

フタバガキ材は、シェラマドレ山脈の天然林における優占樹種であり、伐採会社の伐り残した小径木も含めれば、資源量は比較的豊富に残されている。とくに河川搬出業者は河川に沿った急峻な場所で伐採を行っているが、こうした場所は伐採会社もあまり手をつけていなかったのである。もっともフタバガキ材といえども資源量の減少は避けられない。1990年の段階ではフタバガキ材も1日以内で搬出が可能であったというが、97年の段階で、河川搬出には少なくとも3日を要するようになっていた。

資源の減少と並行して、政府による盗伐規制の動きも強まっている。1990年代初頭の段階では、盗伐材の仲買人は、環境天然資源省と国軍

のチェックポイントでそれぞれ贈賄することによって、市場への出荷が黙認されていた。ところが1996年以降、賄賂の額が十分でなかったりした場合、政府が、盗伐材の仲買人から木材を没収してしまうというケースが発生するようになったのである。

(3) 協同組合と盗伐者の対立

CBFMによって伐採事業を開始したビ協同組合は、政府の要請を受けて盗伐活動の規制も行った。組合は、盗伐者が山から切り出してくる木材をペナルティとして没収するという措置を取ったが、盗伐を行う村民の間に、組合に対する不信感・反感が高まっていった。1996年9月には、盗伐材をビ協同組合に没収されたことに腹を立てた盗伐者のグループが、組合所有のトラックを焼き討ちするという事件まで発生した。

ビ協同組合の側から見ると、盗伐者の存在は2つの点で厄介な問題を引き起こしている。第1に、盗伐者は、CBFMの領域内の樹木まで採取してしまうことである。ビ協同組合は、厳密に胸高直径60センチ以上の樹木のみを伐採するという、政府の定めた施行計画に従って伐採事

業を行っているが、盜伐者はそのようなガイドラインを守らず、60センチ以下の小径木まで伐採してしまう。盜伐者たちがCBFM内のフタバガキ材を採取対象とすることは、組合が管理する資産が荒らされることを意味する。

第2に、木材価格の問題がある。表8は盜伐された赤ラワン材の価格と、組合が採取した赤ラワン材の価格構成を比較したものである。盜伐された赤ラワンが12ペソ/ボードフート(1ボードフート=0.00236立方メートル)で取引されているのに対して組合の赤ラワンは18ペソとなっており50%も割高になっている。組合材の価格を押し上げている要因は、政府に支払う森林税および計画的に伐採するために必要な行政的諸費用である。盜伐材は森林税を納めていないため、合法材に比べてはるかに安い価格で市場に出荷することが可能となる。この結果、協同組合が供給する合法材は市場競争力を失い、販路を確保できないという事態に陥ってしまっている。木材仲買人は、むろん安価な木材を選好す

るため、盜伐が終息することはなかったのである。

2. 二つの形態の育成林業

(1) 請負造林事業と土地紛争

次に、ADBからの融資によって展開されている請負造林事業について見ていく。調査地における請負造林事業で大きな問題になっているのが、新規開墾者との間の土地をめぐる争いである。

1990年代、旧伐採労働者が大挙して新規に農地を取得するようになった。同時に、新たな土地入植者による新規開墾も始まったことにより、開墾地は急激に増加している(図6参照)。ところが、こうした人々にとって開墾可能フロンティアとして認識されていた領域のかなりの部分が請負造林事業地として囲い込まれてしまった。請負造林事業地と設定された領域内には、こうした人々の新規開墾地もかなり含まれていたのである。この結果、新規開墾者とビ協同組合の間に対立が深まることになった。

表8 盗伐材と合法材の価格形成の比較—赤ラワン製材の場合—

(単位:ペソ/ボードフート)

(1)地元民の盗伐(河川搬出の場合)		(2) CBFMでの合法伐採	
項目	費用	項目	費用
チェーンソー作業	3	チェーンソー作業 ²⁾	0.5
河川沿いの搬出作業	5	トラック運搬	3.5
アモ(amо) ¹⁾	2	ブルドーザー	2
トラック運搬	2	森林の保全管理費用	3
		製材所での作業	2
		協同組合の行政費用	4
		森林税	3
計	12	計	18

(注) 1) アモとは「主人」を意味するが、ここでは作業全体を統括する親方のこと。
村内在住者。

2) 盗伐におけるチェーンソー作業は、伐採から製材までを山で行う。一方、合法伐採では村まで降ろして製材する。チェーンソー作業費用が大きく違うのはこのためである。

盜伐者には、いまだに自作地を持たない「土地なし」層も多く、新規開墾地の取得をもつとも必要とする階層である。ところが政府は、盜伐者たちへの農地分配という最優先とも思われる課題を放置したまま、盜伐規制を行い、大規模造林事業を展開している。大規模造林事業による伐採跡地の囲い込みは、「土地なし」の盜伐者たちから開墾可能フロンティアを奪い、盜伐者たちの生業転換を困難にすることにつながっている。請負造林地は、たびかさなる山火事で被害を受けているが、造林に反対する新規開墾者の意図的な放火も多いのではないかと思われる。

(2) 自発的育成林業の興隆

こうした状況の中で、1996年以来、自発的なヤマネの造林ブームが始まった。これは、それまでになかった新しい生業の組織化過程であり、特に興味深い現象であろう。筆者の調査の範囲では、自発的なヤマネ造林ブームを発生させた、経済的・技術的な要因は以下の3つである。①資源の奥地化によって天然材伐採の収益性が低下し、ヤマネ生産の収益性がそれを上回ったこと。②木材仲買人がヤマネを取り引く対象とするよ

うになったこと。③請負造林事業により造林技術が村落に伝播したこと。

①は天然資源の奥地化によって生じたものである。一般に、育成林業の収益性は採取林業に比べて劣るが、それは前者には造林・育林コストが必要な一方、後者にはそれが必要とされないためである。しかし、天然資源の枯渇によって天然材を搬出するためのコストが増大し、それが造林・育林コストを上回るようになると、育成林業は収益性で優位に立つようになる[半田1961, 88-92]。

表9は、代表的な天然フタバガキ材の赤ラワンと人工材ヤマネの、搬出コスト、造林コスト、木材生産者価格の変化を比較したものである。天然材である赤ラワンの場合、1990年から97年にかけて搬出に要する日数は、資源の奥地化によって1日から3日へと長くなっている。この間、赤ラワンの生産者価格は、ほぼ搬出コストの増加分だけ増えている。

天然材供給の減少によって、人工材であるヤマネは、ラワンの代替材として認識されるようになり、1997年の時点でヤマネとラワンは同価格になった。ヤマネ材はいずれも村落周辺に植

表9 赤ラワンとヤマネの搬出コストと価格の変化：1990年と97年

(単位：ペソ/ボードフート)

樹種		1990年	1997年
赤ラワン <i>Shorea negrosensis</i>	価格	8.5	12
	搬出コスト	1.5	4.5
	搬出に要する日数(日)	1	3
ヤマネ <i>Gmelina arborea</i>	価格	市場なし	12
	搬出コスト	—	<1.5
	搬出に要する日数(日)	—	<1
人工造林樹種	造林コスト	—	0.6

(出所) 関(2000)。

(注) 1) 赤ラワンは、盗伐材の価格。1990年の価格とコストは村人たちの記憶による。

栽されているため1日以内で搬出可能であり、赤ラワンの搬出コスト(4.5ペソ)とヤマネの搬出コスト(1.5ペソ以下)を比べると、3ペソ以上の開きがある。一方、ヤマネの造林コストは0.6ペソほどで、ヤマネの搬出コストに造林コストを加えても最大2.1ペソほどにしかならない。ラワンの搬出コスト4.5ペソとの差額、2.4ペソの分だけ、ヤマネ生産者はラワンの伐採者より超過利潤を取得することが可能になる(注21)。

つまり天然材の採取場所が奥地化する中で、人工材育成林業の収益性が天然材採取林業のそれを上回るようになったのである。1996年になって村民たちは、ヤマネ材生産の収益性に気づき、人工材育成林業という、それまでの村落にはなかった生業活動を自己組織化していくことになった。ただし、住民がヤマネの収益性に気づいたのは、人工材仲買人の登場と造林技術の伝播という2つの要因が作用したためであろう。

シェラマドレ山系の豊富な天然資源を背景として、安価な天然材が豊富に手に入ったイサベラ州においては、これまで木材仲買人が人工材を扱うことなどなかった。ところが、政府が盗伐材の規制を強めたことから、天然材の買い付けが困難になり、1996年に代替人工資源としてのヤマネ材の取引が始まった。人工材の取引に際しては、政府から正規の許可証を受けることができるので、仲買人は好んでヤマネを扱うようになった。

もともとヤマネは道路沿いや農地の境界などに非商業目的で植栽されていたが、こうした木材が高価格で取引され始めたため、住民たちはヤマネ材の非常な高収益性に気づくことになったのである。

また同時期に、ビ協同組合を通して請負造林

事業が始まったため、苗畑の造成から育苗、植栽に至る一連の造林技術が伝えられた。請負造林事業は、造林地の土地囲い込みによって深刻な土地紛争を引き起こしたという負の側面がある一方で、造林技術を伝播させたという点に関しては積極的な評価を与えることができるだろう。ヤマネの高い収益性を認識した人々は、造林技術を得て、雪崩をうって造林を試みようになったのである。

開墾された土地において自発的に造林活動が進展するというのであれば、私的な開墾を制限して政府プロジェクトによる造林地面積を最大化しようという森林管理戦略は、その根底を搖さぶられることになるのではないだろうか。つまり、土地なし層・貧困層への積極的な土地分配を進めるという戦略によっても、裸地での造林地面積を拡大させることができであろうからである。

結語

伐採コンセッションがキャンセルされて以降の地域社会の変化を時系列的にまとめると、以下の4点が指摘できよう。

- (1) 商業的な採取林業が終了してから、旧伐採労働者層、とりわけその若年層の多くは、不法な採取林業(盗伐)に依存して生計を維持するようになった。
- (2) しかし、天然材の資源枯渇と政府による盗伐規制が進む中で、盗伐業への従事は次第に困難なものになってきた。
- (3) 伐採コンセッション跡地では、盗伐者と新規土地入植者による土地占取・新規開墾が盛んになっている。盗伐者は、盗伐

~~~~~研究ノート~~~~~

への従事が困難になる中で、当面の収入をそれに依存しつつ、新たに土地を確保し、将来的に農業への転換を試みようとしている。

- (4) 開墾地においては、自発的な造林が盛んになってきている。この要因としては、CBFMによって「不法占拠者」たちの土地保有権が承認されるようになったという制度的な点、天然材資源が枯渇する中で木材価格が上昇し人工材であるヤマネが取り引きされるようになったという経済的な点、造林技術が村落に伝播したという技術的な点などが考えられる。新規に土地を開墾・占取した盗伐者層は、とりわけ造林活動を活発に行っている。彼らは、天然材の資源枯渇を予測し、ヤマネを造林して将来に備えているのである。

(1), (2), (3)の現象のみを取り出して考察すれば、悲観的な結論が導き出せるだろう。伐採跡地林野がオープン・アクセス状態になり、森林消失の速度は加速するという見方も、こうした現象を静的に捉えた上でのものである。それ故、政府としても、盗伐と新規開墾を規制するという森林管理戦略を採用してきた。

しかし、長期的な社会進化を展望すれば、より注目すべきは(4)の現象である。こうした傾向が続けば、地域の主生業は自作地における作物生産にヤマネの造林を組み合わせた農林業複合経営へと移行し、盗伐という生業は強制力を行使せずとも次第に姿を消していくことになると予想できるからである。開墾地における人工造林が活発化すれば、天然林での伐採も自然に終息するであろう。より低コストで生産できる人工材の市場供給量が増加していけば、天然材は

競争力を失って市場から退出するだろうからである。

天然資源の減少、それにともなう市場の変化、傾斜地という耕作条件などに適応しようとする中で、住民の生業活動は、持続可能な方向へと進化していると結論できるであろう。市場適応的な戦略が、同時に生態適応的でもあれば、それは安定した生存戦略になるものと思われるが、調査地におけるヤマネ造林は、そうした課題を満たすものではないだろうか。

政府は、「持続可能な林業」と「社会的公正」を促進するために CBFM を導入した。しかし、政府が協同組合を通して実施する林野管理計画は、いくつかの点で自発的な社会進化の方向を阻害していることが明らかになった。政府の基本戦略は、盗伐を規制し、伐採跡地の新規開墾を制限し、用材樹木の一斉造林地面積を最大化しようというものである。この戦略は、CBFM が導入される以前と以後で基本的に変わっていないといえる。CBFM によって変わった点は、政府自らがそれを行うのではなく、地域の協同組合にこれを実行させようとしている点にある。

CBFM によって林野の利用権は協同組合に認められるようになったとはいえ、林野の所有者はあくまで国家であり、その管理計画は環境天然資源省が作成している。その意味で CBFM は、コミュニティによる資源の自主的管理(=コモンズ)とは未だに定義できないものである。見方によっては、CBFM を管理するために設立された協同組合は、従来からの中央集権的な森林管理体制に新しく組み込まれた最末端の行政組織として捉えることも可能かも知れない。

もちろん、政府が策定する資源管理計画であっても、それが住民の生存戦略と対立するよう

な内容でなければ、大きな問題を生じさせることはないのであろう。しかし、政府が導入した伐採事業と請負造林事業は、協同組合執行部と一般住民とのあいだに軋轢を生じさせることになった。

失業した伐採労働者たちへの雇用対策として計画的な伐採事業が認可されたことは、「社会的公正」という謳い文句に照らせば、方向性としては評価できるものだろう。問題なのは、許可された伐採量が微々たるものであり、十分な雇用量を生み出し得ず、盜伐を終息させるにはほど遠い状態にあるという点にある。このため、合法と非合法の2つの伐採勢力が、資源採取と木材販路をめぐって村内で敵対的に争うことになってしまった。

請負造林事業は、造林技術を村落に伝えたという点では評価できるものの、協同組合による大規模造林地の一括管理という経営方式は、きわめて大きな問題を生み出している。すなわち、開墾可能なフロンティアを造林用地として囲い込んでしまっているため、「土地なし」状態にある旧伐採労働者の新規農地取得を阻害しているのである。政府は、盜伐規制を強化する一方で、彼らへの代替資源としての農地分配に十分な配慮を払っていないといえる。

さらに、現行の請負造林のシステムでは、「持続可能な林業」を達成できる可能性も低い。請負造林地の管理は協同組合が行うが、最終的な責任主体は曖昧であり、資源を維持管理するインセンティブも低い。協同組合は、ADBからの造林資金によって村人を賃金労働者として雇用して、その維持管理を行っている。ただし、造林資金の供給は最初の3年間だけであるため、協同組合は、その後の維持管理費を捻出できな

くなる。

一方で、新規の開墾地において、世帯単位での小規模な造林が活発化しているが、こちらは自家労働に依拠して展開されており、十分な資本力がない世帯でも造林地の維持管理は可能である。世帯単位の自発性に任せて「持続可能な林業」が達成可能なのであれば、裸地造林を進めるために政府が果たすべき役割は、造林を行おうとする世帯に対して十分な面積の土地を分配すること、造林の技術指導を行うこと、人工材の流通機構を整備すること等、側面的な支援のみであろう。専業の盜伐者層に十分な面積の土地を分配した上で、造林の技術指導を行い、彼らの生業転換を促すことは、盜伐を終息させていくための本質的な解決策ともなるのである。

もっとも以上の提言は、地域に旺盛な人工材市場が存在するという条件下において適用可能なものである。フィリピンの商業伐採跡地とっても、地域ごとに生態条件も市場条件も多様であり、適用されるべき政策も異なってくるであろう。ただし、こうした差異を認めつつも、共通項として確認されるべきは、低地からの入植者たちであっても、山地の環境に適応して持続可能な生業システムへと進化する長期的な趨勢があるだろうということである。政策当局は、中央で策定された資源管理政策を一律に導入するのではなく、地域固有の進化の方向性を見きわめつつ、住民の自発性を最大限に尊重しながら、柔軟な姿勢でそれを支援していくべきではなかろうか。

(注1) コンセッション林業の制度的な問題については、Repetto(1988), Boado(1988), Bautista(1990)を参照のこと。また社会学的な所有権論の側面から伐

採伐コンセッションを分析したものとしては、池田(1995)の指摘が興味深い。池田は、伐採権を、自然人による多様な所有形態を排除した上で形成された、「国家と企業を主体とする法人所有」と位置づけ、「法人所有」という所有形態の中に森林荒廃の要因を見出している。

(注2) Fernandez et al. (1989) は、全国で32カ所の伐採コンセッション跡地林野の森林残存状況を調査した。32カ所中の18カ所は残存林を残すことなく「完全に破壊されていた」と報告され、伐採権のキャンセルは森林保全には結びつかず、逆に伐採跡地林野をオープン・アクセス状態にし、森林破壊を促進してきたと結論づけている。

(注3) これまでに出たCBFMの研究は、環境天然資源省や地方自治体など行政の側の動きに焦点をあてたもの[Vitug 1996; Utting 2000]、NGOや住民組織に焦点をあてたもの[Bennagen 1996; Braganza 1996]などがあるが、いずれも政策サイドに焦点が当たっている傾向にある。村落におけるフィールド調査を基礎にしつつ、山地社会の資源利用の実態とCBFMにおける林野管理計画のあいだに齟齬があるか否かを検証した研究は、管見の限り今までに見られない。

(注4) CBFMの実施細目は、1996年の環境天然資源省の「省内施行令96-29号」(Department Administrative Order 96-29)によって定められている。また、環境天然資源省によるCBFM導入の戦略目標と具体的な行動計画については、DENR (1997) が詳しい。

CBFMによって、林野管理への住民参加は促されるようになったが、それは林野の所有権そのものを住民に認めるということではない。フィリピンでは、1975年に発布された改正森林法によって、「傾斜角18%以上の土地」はすべて国家所有地と定められている[Presidential Decree No. 705, Chapter II, Section 15]。林野国有制度は、2月政変後に発布された1987年憲法でも踏襲され、憲法第VII条第2項では「全ての林野および天然資源は国家が所有する」と再定義されている。同項によれば、フィリピン国民による国有資源の利用は、政府の監督下で行われなければならず、利用の契約期限は最大でも25年とされる。CBFMも政府と住民組織のあいだの25年契約によって、政府の監督下で運用されるプログラムであり、憲法の国家所有条項の制限内で住民参加を認めるものである。

(注5) 「森林フロンティア村落」の定義づけについては、立本(1999, 228-253)、田中(1999)の議論を

参考にした。田中(1999, 85-89)は、「異なった生態系の遷移帯(エコトーン)」にフロンティアは形成されると論じ、東南アジアにおけるフロンティア社会の特徴は、「開拓の担い手たる移住入植者そして先住の人たちなど、習慣や技術、社会組織などを異にしたさまざまな人たち」が、「対峙し交錯する」という点を強調している。

(注6) 例えば、マクロ統計からフィリピンの森林消失を分析したKummer(1992, 99)は、「戦後フィリピンにおける森林消失は、伐採による原生林から二次林への転換、農地拡大による二次林の除去という2つの過程の結果である」と結論づけている。

(注7) 先住民による焼畑農業の生態的な安定性について、人類学者のConklin(1957)によるミンドロ島ハヌノオ・マンヤン(Hanunoo Mangyan)の焼畑研究を通じて、広く承認されるようになった。しかし、低地からの開発の圧迫を受ける中で、先住民の焼畑の安定性も脅かされている。牧場造成といった商業的開発によるハヌノオ・マンヤンの焼畑の変容については、葉山(1996)を参照のこと。さらに、カリマンタンの事例であるが、貨幣経済の浸透にともなう焼畑の変化については、井上(1995)を参照のこと。

(注8) フィリピンの開拓地における住民の多様な行動パターンを「生存戦略」と捉える分析視角は、Eder(1996)によるパラワン島の都市近郊開拓地の調査、永野(1998)による西ネグロス州山地の調査によって試みられている。両者の調査地は、いずれも開墾可能フロンティアがすでに枯渇しているという条件下にある。そこでは、農外賃労働(Eder)、農業季節労働者としての出稼ぎ(永野)、のような生存戦略が確認されている。本事例は、豊富な天然資源と開墾可能地が残存し、いまだに新規開墾者の流入が見られるという点で異なる条件にあると考えられる。

(注9) 社会林業政策は、フィリピンにおける住民参加型の森林政策の始まりであったと考えられるが、それは1世帯当たり数ヘクタール程度の農地保有権を承認するに留まっていた。これは森林政策の側面よりも、私的土地位所有権の発効が禁じられている公有林野内における農地改革の代替政策としての側面の方が強かったといえる[滝川 1997, 277]。

(注10) 環境天然資源省リージョン2支局での聞き取り調査による。

(注11) コミュニティ・フォレストリー・プログラ

ム (CFP) は、アキノ政権時代の1989年に環境天然資源省施行令第123号 (DENR Administrative Order No. 123) によって始まった。このプログラムは CBFM の直接の前身であり、1995年の時点で全国に50カ所ほどの CFP 事業地が存在したが、それらは全て CBFM へと統合されている。

(注12) CBFM を管理する協同組合は、通常、環境天然資源省と契約した NGO が組織化活動を担当する。CBFM の管理を担う資源管理組織は、村落評議会 (Barangay Council) という既存の行政組織ではなく、しかるべき専門性を備えた集団として外部から組織化される。このため組織化の段階でトラブルが発生するケースは多いのだが、これは本稿の課題を超えるので別稿にゆずりたい。

(注13) 筆者が最初に調査した1997年の段階では CBFM の総面積は4845ヘクタールであったが、ビ協同組合のリクエストによって、97年12月に CBFM の事業地総面積は1万220ヘクタールにまで拡大された。

(注14) ADB の融資による植林事業は1988年から始められていた。1994年まで続いた事業の第一段階では、村落の外部者が植林契約を結ぶケースが多かったため、地元住民と対立を引き起こし、植林事業のほとんどが失敗に終わったことが明らかにされている [Korten 1994; 関 1996; Pascolan, Udo de Haes and Sajise 1997]。この失敗の教訓から、ADB の植林融資は、CBFM の一環として行われるようになり、必ず地元の住民組織が植林契約をするように制度改革がなされたのである。

(注15) パトンラバン村では40世帯主中29人が伐採労働者、11人が土地入植者であった。一方のランヤン村では30世帯中9人が伐採労働者であり、21人が土地入植者であった。

(注16) イフガオは、急峻な山岳地帯を削って營々と棚田を築き上げてきた山岳民族として知られている。人口疎密地域であったシエラマドレ山系と異なり、コルディレラ山系は豊富な灌溉用水に恵まれ、植民地化以前からの人口過密地域であった。しかし、現在ではイフガオ州の棚田による人口扶養力は限界に達しているためか、開墾可能なフロンティアが残存するシエラマドレ山系へ向けての人口流出現象が見られる。

(注17) 1965年以降の後発入植者であるにもかかわらず、10ヘクタール以上の土地を占有している世帯が4世帯ほど見られる。彼らは、いずれも以前の占有者

からの購入によって占有面積を増やしていくのである。公有林野内の耕作は、CBFM の開始までは地券をともなない「不法」なものであったが、村人たちの間では、地券がないまま占有地の売買は活発に行われている。土地入植者たちは、必ずしも「零細農家」ばかりではない。かなり富裕な階層に属していた者が、やむをえぬ事情によりフロンティアに入植してくることもあるが、そうした場合、購入によって占有面積を増やしていくことが可能となる。

(注18) CBFM での造林事業における雇用には、常勤雇用と臨時雇用がある。苗を移植する際には大量の村人たちが動員されるが、これは一過性の臨時雇用であるため、表5には含めていない。

(注19) イラガン町コミュニティ環境天然資源省事務所 (Ilagan Community Environment and Natural Resources Office) の資料による。

(注20) 伐採コンセッションがキャンセルされた後に、盗伐材の市場供給が増加し、地元の木材産業が逆に活性化するという現象は、Bautista (1994) によるヌエバ・ビスカヤ (Nueva Vizcaya) 州とサマル (Samar) 州での調査でも観察されており、ある程度の普遍性をもった現象ではないかと考えられる。

(注21) 調査地における天然林採取林業と人工林育成林業の収益性の比較について、より詳しくは、関 (2000) を参照されたい。

文献リスト

<日本語文献>

- 池田寛二 1995. 「環境社会学の所有論的パースペクティブ」『環境社会学研究』(1) : 21-37.
- 井上真 1995. 「焼畑と熱帯林」弘文堂.
- 関良基 1996. 「熱帯における森林資源の持続可能性と日本の役割——フィリピンにおける森林再生事業を例に——」『平和研究』(21) : 46-55.
- 2000. 「フィリピンにおける採取林業から育成林業への転換過程」『林業経済研究』46(1) : 51-56.
- 滝川勉 1997. 「フィリピンにおける森林消失の背景と環境問題」廣瀬昌平編『アジアの食料と環境を考える』龍溪書舎 276-279.
- 立本文成 1999. 「地域研究の問題と方法——社会文化生態力学の試み——」(増補改訂版)京都大学学術

出版会。

- 田中耕司 1999. 「東南アジアのフロンティア論にむけて——開拓論からのアプローチ——」坪内良博編『*総合的地域研究*』を求めて——東南アジア像を手がかりに——』京都大学学術出版会 76-102.
- 永野善子 1998. 「フィリピン・西ネグロス州砂糖キビ作地帯の労働力移動と住民の生存戦略——ラ・カステリャーナ町ヒロンガ農園の事例——」『神奈川大学人文学研究所報』(31) : 37-65.
- 葉山アツコ 1996. 「林野における伝統的焼畑の変化——ミンドロ島、ハヌノオ・マンヤン族の事例——」『林業経済研究』42(1) : 81-86.
- 半田良一 1961. 『木材価格論』地球出版。

<英語文献>

- Aguilar, Filomeno V., Jr. 1986. "Findings from Eight Case Studies of Social Forestry Projects in the Philippines." In *Man, Agriculture and the Tropical Forest: Change and Development in the Philippine Uplands*. eds. S. Fujisaka, P. Sajise and R. del Castillo, 223-244. Bangkok: Winrock International, Institute for Agricultural Development.
- Aquino, R.M. 1983. "Lessons from Experience in Social Forestry: Findings from Nine Selected Case Studies." Manila: Working Papers in Social Forestry Series. Integrated Research Center, De La Salle University.
- Bautista, Germelino M. 1990. "The Forestry Crisis in the Philippines: Nature, Causes, and Issues." *Developing Economics* 28(1) : 67-94.
- 1994. "The Logging Moratorium Policy in Nueva Vizcaya and Samar: Preliminary Assessment and Recommendations." Quezon City: Working Paper of Natural Resources Management Program Policy Studies, Department of Environment and Natural Resources.
- Bennagen, Pia C. 1996. "NGO and Community Participation in Environmental Programs: A Case Study of the Community Forestry Program." *Philippine Social Sciences Review* 53(1-4) : 51-78.
- Bicol Upland Resources Development Foundation,
- Inc (BURDFI) 1996. "Memorandum." Unpublished report submitted to DENR Region 2.
- Boado, Eufresina L. 1988. "Incentive Policies and Forest Use in the Philippines." In *Public Policies and the Misuse of Forest Resources*. eds. R. Repetto and M. Gills. 165-202. Cambridge: Cambridge University Press.
- Borlagdan, Salve B. 1987. *Working with People in the Uplands: The Bulolakaw Social Forestry Experience*. Quezon City: Institute of Philippine Culture, Ateneo de Manila University.
- Braganza, Gilbert C. 1996. "Philippine Community-Based Forest Management: Options for Sustainable Development." In *Environmental Change in South-east Asia, People, Politics and Sustainable Development*. eds. M.J.G Parnwell and R.L. Bryant. 311-329. London and New York: Routledge.
- Conklin, Harold C. 1957. *Hanunoo Agriculture: A Report on an Integral System of Swidden Cultivation in the Philippines*. Rome: Food and Agriculture Organization of the United Nations.
- Cruz, Ma. Concepcion J., Imelda Zosa-Feranil and Cristela L. Goce 1988. "Population Pressure and Migration: Implications for Upland Development in the Philippines." *Journal of Philippine Development* 15(1) : 15-46.
- DENR (Department of Environment and Natural Resources) 1996. *1996 Philippine Forestry Statistics*. Quezon City: DENR.
- 1997. *Moving CBFM into the 21st Century: DENR Strategic Action Plan*. Quezon City: DENR.
- Doedens, A., G. Persoon and C. Wedda 1995. "The Relevance of Ethnicity in the Depletion and Management of Forest Resources in Northeast Luzon, Philippines." *SOJOURN* 10(2) : 259-279.
- Eder, James F. 1996. "After Deforestation: Migrant Lowland Farmers in the Philippine Uplands." In *Tropical Deforestation: The Human Dimension*. eds. L.E. Sponsel, T.N. Headland and R.

- C. Bailey. 253-271. New York: Columbia University Press.
- Eder, James F. and Janet O. Fernandez 1996. "Survival and Prosperity in an Established Immigrant Community." In *Palawan at the Crossroads: Development and the Environment on a Philippine Frontier*. eds. James F. Eder and Janet O. Fernandez. 47-61. Quezon City: Ateneo de Manila University Press.
- Fernandez, V.A. et al. 1989. *Status Survey of Some Companies with Canceled Timber Licenses*. Los Banos: Forestry Development Center, University of the Philippines Los Banos.
- Fujisaka, Sam 1986. "Pioneer Shifting Cultivation, Farmer Knowledge, and an Upland Ecosystem: Co-evolution and Systems Sustainability in Calmioe, Philippines." *Philippine Quarterly of Culture & Society* (14) : 137-164.
- Fujisaka, Sam and A. Doris Capistrano 1986. "Upland Development in Calmioe: The Roles of Resource Use, Social System, and National Policy." In *Man, Agriculture and the Tropical Forest: Change and Development in the Philippine Uplands*. eds. S. Fujisaka, P. Sajise and R. del Castillo. 223-244. Bangkok: Winrock International, Institute for Agricultural Development.
- Fujisaka, S. and E. Wollenberg 1991. "From Forest to Agroforest and Logger to Agroforester: A Case Study." *Agroforestry Systems* (14) : 113-129.
- Garrity, Dennis and Agustin Mercado 1994. "Reforestation through Agroforestry: Market Driven Small-Holder Timber Production on the Frontier." In *Marketing of Multipurpose Tree Products in Asia*. eds. J.B. Raintree and H.A. Francisco. 265-268. Bangkok: Winrock International.
- Hayama, Atsuko, Shinya Takeda and Hiroyuki Watanabe 1991. "Development and Perspective of Social Forestry Policy in the Philippines." *Bulletin of the Kyoto University Forests* [『京都大学農学部演習林報告』] (63) : 185-194.
- Korten, Frances F. 1994. "Questioning the Call for Environmental Loans: A Critical Examination of Forestry Lending in the Philippines." *World Development* 22(7) : 971-981.
- Kummer, David M. 1992. *Deforestation in the Postwar Philippines*. Quezon City: Ateneo de Manila University Press.
- Kummer, David M., Roger Conception and Bernardo Canizares 1994. "Environmental Degradation in the Uplands of Cebu." *Geographical Review* 84(3) : 266-267.
- Lynch, Owen J. 1986. "Philippine Law and Upland Tenure." In *Man, Agriculture and the Tropical Forest: Change and Development in the Philippine Uplands*. eds. S. Fujisaka, P. Sajise and R. del Castillo. 269-292. Bangkok: Winrock International, Institute for Agricultural Development.
- Lynch, Owen J. and Kirk Talbott 1995. *Balancing Acts: Community-Based Forest Management and National Law in Asia and the Pacific*. Washington, D.C.: World Resources Institute.
- Pasicolan, Paulo N., Helias A. Udo de Haes and Percy E. Sajise 1997. "Farm Forestry: An Alternative to Government-driven Reforestation in the Philippines." *Forest Ecology and Management* (99) : 261-274.
- Repetto, Robert 1988. *The Forest for Trees? Government Policies and the Misuse of Forest Resources*. Washington, D.C.: World Resources Institute.
- Utting, Peter ed. 2000. *Forest Policy and Politics in the Philippines*. Quezon City: Ateneo de Manila University Press.
- Vitug, Marites Danguilan 1993. *The Politics of Logging: Power from the Forest*. n.p.: Philippine Center for Investigative Journalism.
- 1996. "A Tortuous Trek to Community Forestry." In *Patrimony: 6 Case Studies on Local Politics and the Environment in the Philippines*. ed. Sheila S. Coronel. Pasig City: Philippine Center for Investigative Journalism.

~~~~~研究ノート~~~~~

【付記】本稿の主な内容は、平成9年度文部省科学研究費(国際学術研究)「フィリピンにおける労働力移動と資源の持続的再生産に関する総合的研究」(研究代表者:梅原弘光)の研究協力者として筆者が分担した成果に依拠している。また1998年度の調査は財団法人・地球環境戦略研究機関

(IGES), 森林保全プロジェクト・参加型森林管理班(チームリーダー:井上真)の委託研究員として筆者が行ったものであるが、こちらの成果も部分的に含ませていただいた。梅原弘光、井上真両先生に、この場を借りて感謝を申し上げます。

(早稲田大学アジア太平洋研究センター助手)